

高知市東部地域子育て支援拠点事業業務募集要領

令和7年11月17日

高知市 こども未来部 子ども育成課

1 公募型プロポーザル実施の目的

高知市では、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談等を行う場を身近な地域に設置することにより、安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援体制の充実を図り、子育て中の親の子育てへの負担感や孤立感を軽減し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的に地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）を実施している。

現在、市内 16 か所で本事業を実施しているが、この要領に定める公募型プロポーザルは、このうち東部健康福祉センター 1 階「くすくすひろっぱ」において、効率的・効果的な地域子育て支援拠点事業を行うことができる法人を募集するものである。

2 委託業務の内容

高知市東部地域子育て支援拠点事業業務委託

本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業にかかる業務とする。

本事業の詳細については、高知市東部地域子育て支援拠点事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

※契約締結の日から令和8年3月31日までは準備期間とし、受託者においてはこの期間に引継ぎをはじめ、業務に必要となる人員の育成等、業務を適正に履行できる体制を整えること。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 募集事業者数

1 法人

6 提案限度価格

10,669,000円（年） 53,345,000円（総額）

7 参加資格要件

社会福祉法人、学校法人等の法人格を有し、公示日から契約相手方の候補者決定までの間において次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 5年以上の法人運営実績を有すること。
- (2) 公告日時点において、高知市内で認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業（以下「認可保育所等」という）（0歳児から受入可能であること）のいずれかの施設・事業を5年以上運営していること。
- (3) 事業者が現に運営している認可保育所等において、過去2年に実施された監査・実地指導等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていないものと同様の扱いとする。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者
- (5) 国税、地方税及び社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金）を滞納していない者
- (6) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (8) 本件公募型プロポーザルにかかる現地説明会（令和7年11月28日開催予定）に参加した者
- (9) 応募法人が、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）などの関係法令に違反していないこと。
- (10) 応募法人の役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (11) 応募法人の代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者

8 現地説明会

(1) 開催日時

令和 7 年11月28日（金）午後 2 時～

※ 1 事業者あたり 3 名までの参加とする。

(2) 開催場所

高知市葛島 4 丁目 3－3 高知市東部健康福祉センター 1 階 くすくすひろっぱ

(3) 参加申込方法

説明会参加申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、E-Mail に添付して提出すること。送付後は必ず電話により着信を確認すること。

(4) 申込期限

令和 7 年11月25日（火）午後 3 時（必着）

※ 事前に参加申込のない者の説明会への参加は認めない。

(5) 提出先

「17 全ての書類の提出先・問い合わせ先」のとおり

9 質疑・回答

企画提案に関する質問等の取り扱いは、以下のとおりとする。なお、受付期間終了後は、一切の質問を受け付けない。

(1) 提出期限

令和 7 年12月 2 日（火）午後 3 時（必着）

(2) 提出先

「17 全ての書類の提出先・問い合わせ先」のとおり

(3) 提出書式

質問書（様式第 2 号）

(4) 提出方法

E-Mail により行うこと。送付後は必ず電話により着信を確認すること。

(5) 回答

提出された質問に対する回答は、令和 7 年12月 5 日（金）中に高知市こども未来部子ども育成課のホームページ（<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/86/>）に掲載する。

10 参加意向申出書等の提出及び資格審査

プロポーザルに参加意思のある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 参加意向申出に係る提出書類

- ① 参加意向申出書（様式第3号）
- ② 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第4号）
- ③ 誓約書（様式第5号）
- ④ 定款、規約その他これらに類する書類（最新のもの）
- ⑤ 登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部証明）
- ⑥ 事業者の概要（様式第6号）
- ⑦ 法人役員名簿（最新のもの）
- ⑧ 貸借対照表、収支決算書その他財務の状況の概要がわかる書類
- ⑨ 国税、県税、市町村税に係る納税証明書（写し可）
- ⑩ 社会保険料納入確認（申請）書（様式第7号）
- ⑪ 現在運営している認可保育所等の過去2年間の指導監査の結果通知の写し（複数施設実施の場合はすべての施設について提出要）

【注意事項】

- ・本市の令和6・7年度物件等競争入札参加資格を有している提案者は、②、⑤及び⑧～⑩の提出は不要とする。
- ・市町村税及び県税に係る納税証明については、市町村税及び県税について、本社所在地の自治体が発行する滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書を提出すること。
- ・国税に係る納税証明については、国税について、本社所在地を管轄する税務署が発行する未納税額のない証明書【証明書の種類：その3】を提出すること。証明が必要な税目は、法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）。
- ・社会保険料納入確認（申請）書（様式第7号）については、直近2か年において未納がないことが確認できるものとする。共済組合等が発行するものであって、必要な項目の未納がないことを確認できる書類であれば、社会保険料納入確認（申請）書（様式第7号）に替えて提出して差し支えない。ただし、発行者の押印があるものに限る。なお、納入した社会保険料の領収書写しは不可とする。
- ・官公署の証明書類は、申請日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。
- ・提出書類への穴あけは禁止する。

(2) 提出先

「17 全ての書類の提出先・問い合わせ先」のとおりに

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は郵便書留に限る。）

(4) 提出期限

令和7年12月11日（木）午後5時15分

※郵送の場合は、令和7年12月11日（木）必着

(5) 資格審査

参加意向申出書の提出があった者について、参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格確認結果通知書（様式第8号）を送付する。なお、失格となった者は通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日含む。）にその理由について説明を求めることができる。

11 提案書の提出

参加資格確認結果通知により、参加資格を有することを認められた者は、以下の書類を作成し、期日までに提出すること。

(1) 提出書類

① 地域子育て支援拠点事業提案書（様式第9号）

② 経費見積書（様式第10号）

※提案書の補足のための資料を作成することは可とする。

(2) 提案書の構成、規格及び部数

① 書類の表紙に、「地域子育て支援拠点事業応募申請書類 法人名〇〇〇」と記載したA4サイズ縦型1枚を付けること。

② 提出書類は、A4サイズ縦型で印刷すること。補足のための資料についてはこの限りではないが、できるだけA4サイズ縦型とすること。

③ 提出部数は9部（正本1部、副本8部）とする。正本には代表者印を押印のこと。補足書類がある場合は9部提出すること。

④ 正本・副本ともに穴をあけず、クリップ止めで提出すること。補足書類は別綴じにすること。

(3) 提出先

「17 全ての書類の提出先・問い合わせ先」のとおり

(4) 提出方法

持参により提出。提出の際はあらかじめ電話連絡すること（土・日・祝日及び平日正午から午後1時までを除く。）。

(5) 提出期限

令和8年1月19日（月）午後5時15分

12 審査及び評価基準

(1) 審査主体

プロポーザル方式により提案の選考を厳正かつ公平に行うため、高知市東部地域子育て支援拠点事業委託業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて審査を行う。

(2) 審査項目・評価基準

審査項目の詳細及び審査の視点、配点は別紙「高知市東部地域子育て支援拠点事業業務委託に係るプロポーザル評価基準書」のとおり

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

提案書を出した者に対して、選定委員会において提案書のプレゼンテーションを実施する。実施日時及び場所については別途通知する。1者あたり40分程度（プレゼンテーションは20分、ヒアリング20分）予定している。出席者は3名までとし、本業務の管理を予定する者及び応募法人の経営責任者又は責任者に準じる者は原則出席すること。

(4) 優先交渉事業者の決定

「12-(2)審査項目・評価基準」により、提出された書類及びプレゼンテーションの実施結果を受けて総合的に評価し選定する。優先交渉事業者は、最低基準点（総得点が満点の60%）以上であって、選定委員会の合計得点が最も高い提案者とする。

また、最高得点が同点で2者以上ある場合は、評価基準書の「4 受託事業内容 ⑤ 地域子育て支援センター運営方針と基本4事業の取組について」に関する項目の評価点数が高いものを優先交渉事業者とする。

上記の評価基準も同点である場合は、「2 保育所等における地域との関わり」に関する項目の評価点数が高いものを優先交渉事業者とする。

なお、上記2つの評価点数がともに同点である場合は、経費見積額が廉価なものを優先交渉事業者とする。

(5) 審査結果通知

審査終了後、全提案者に書面で通知する。また、優先交渉事業者の名称、所在地及び総得点並びにその他の参加者（名称は公表しない）の総得点については、高知市ホームページで公表する。

なお、優先交渉事業者とならなかった者は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日含む）に書面により説明を求めることができる。

(6) その他

- ① 候補者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い次点者から順次契約交渉を行い、合意に達した者と随意契約を締結する。
- ② 応募法人が1者のみの場合であっても審査を行い、最低基準点以上の得点を取得すれば委託候補者として選定する。
- ③ 審査の結果、最低基準点を満たす法人がなかった場合は、委託候補者なしとした

上で再募集する場合がある。

- ④ 契約締結後、契約相手方、契約締結日、契約金額について、高知市ホームページで公表する。

13 スケジュール

令和7年11月17日（月）	募集要領公告
令和7年11月25日（火）	現地説明会参加申込書提出期限（午後3時）
令和7年11月28日（金）	現地説明会
令和7年12月2日（火）	質問書提出期限（午後3時）
令和7年12月5日（金）	質疑回答の公表
令和7年12月11日（木）	参加意向申出書提出期限
令和7年12月23日（火）	参加資格確認結果通知（発送）
令和8年1月19日（月）	提案書等提出期限
令和8年1月下旬	選定委員会（プレゼンテーション）
令和8年1月下旬	委託候補者決定・通知・公表
令和8年2月中旬	契約締結

14 失格等に関する事項

- (1) 次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格とする。
- ① 「7 参加資格要件」を満たさなくなったとき。
 - ② 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ③ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
 - ④ 選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
 - ⑤ 経費見積書に記載された金額が、「6 提案限度価格」に記載している価格より大きいとき。
- (2) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
- ① 「7 参加資格要件」を満たさなくなったとき。
 - ② 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

15 その他留意事項

- (1) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は参加辞退届（様式第11号）を提出すること。

- (2) 企画提案に要する費用（提案書の作成に要する費用）は全て参加者の負担とする。
- (3) 提出書類等が期限までに提出されなかった場合は、いかなる場合においても受理しない。
- (4) 提出書類等は必要に応じて複写する（庁内及び審査委員会での使用に限る。）。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (7) 提出書類等は、高知市行政情報公開条例に基づく公開請求があった場合には対象文書として原則公開することとなる。

なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第9条第1項第3号の規定により客観的に判断した結果、非公開とできる場合がある。

提出書類等において、当該規定により非公開とすることを希望する場合は、情報非公開希望申立書（様式第12号）により、非公開を希望する部分と公開により利益が害される具体的な理由を明示すること。ただし、本市での検討の結果、公開となる場合もある。

- (8) 提出期限以降における提案書類等の差替え及び再提出は原則、認めない。
- (9) 委託契約の締結に際しては、企画提案の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- (10) 本業務は本市保有個人情報取扱業務であり、『別記「個人情報取扱特記事項」』を遵守すること。（※『別記「個人情報取扱特記事項」』：高知市広聴広報課ホームページ参照）

16 契約に関する事項

選定された委託候補者と具体的な事業内容を協議した上で、仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

17 全ての書類の提出先・問い合わせ先

【提出先 郵送】

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45

高知市こども未来部子ども育成課子育て支援担当 担当：津野・奥田

【提出先（持参・E-mail）・問い合わせ先】

高知市本町5丁目1-45 高知市役所本庁舎3階 302窓口

高知市こども未来部子ども育成課子育て支援担当 担当：津野・奥田

電話：088-823-9482 FAX：088-825-2440

E-Mail：kc-280300@city.kochi.lg.jp